

大栄中学校 エレベーター設置計画について

令和5年度から大栄中学校に車いすの利用が必要な生徒が通学することとなり、学校生活での移動をスムーズに行うことができるよう、エレベーターの設置を計画しています。今後の予定等を次のとおり報告します。

【設置場所】

生徒玄関正面の多目的トイレの右横のEVシャフト（次頁の配置図参照）

【設置理由】

教室棟内及び管理棟の各教室への安全かつスムーズな移動のため。

各教室への移動後の多目的トイレ（1階のみ）への迅速な移動のため。

（管理棟）

1階：保健室、調理室、職員室

2階：理科室、被服室

3階：音楽室、図書館、美術室、PC室

【工事内容（予定）】

エレベーター設置工事：3階までの各階で乗降可能なエレベーターを設置

建具改修工事：生徒玄関及び体育館渡り廊下を片開き引き戸に改修

渡り廊下改修工事：体育館渡り廊下に屋根及びスロープを設置

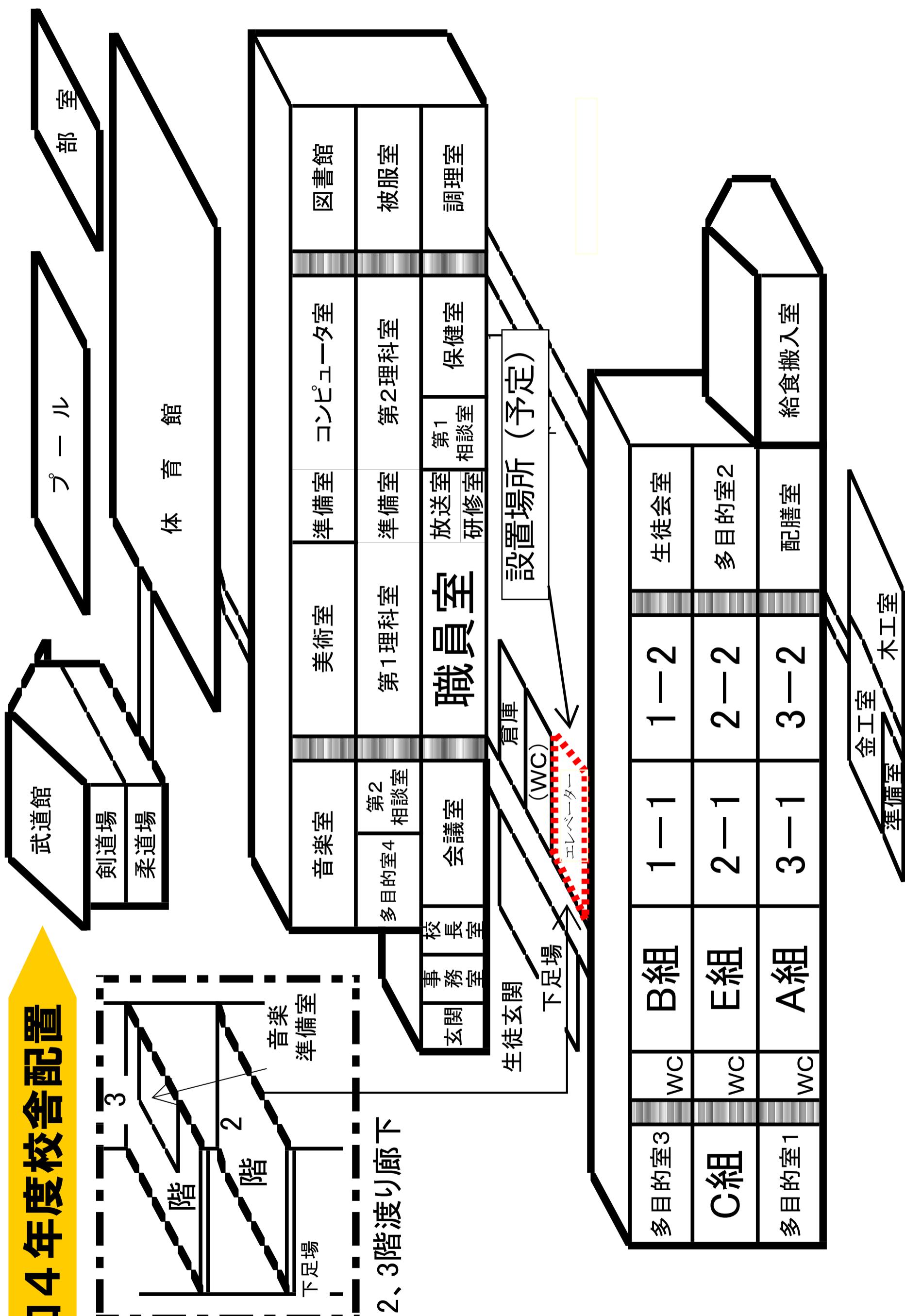
【予定期】

実施設計：2か月 工事：5か月（入札期間、製作期間含む）

※実施設計の予算を北栄町議会1月臨時会に上程予定です。

※エレベーター完成までの間は、可搬型階段昇降機を利用する予定です。

令和4年度校舎配置



北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画 第3次改訂(案)について

★皆さまのご意見をお寄せください！★

北栄町では、平成25年に「北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画」を策定し、差別と偏見のないまちづくりに取り組んできました。

社会情勢の変化等を踏まえ、これまで二度の推進計画の改訂を行い、人権尊重の視点に立った様々な取組を進めるなか、近年、少子高齢化や地域のつながりの希薄化などの社会環境の急速な変化に伴い、人権問題は多様化・複雑化し、また、インターネットの普及による情報化社会の急速な進展に伴う、新たな人権課題も生じています。

このたび、このような社会情勢の変化等を踏まえ、人権尊重のまちづくりの取組をより一層進めるため、「北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画」の第3次改訂を行うこととしました。

主な改訂内容

※次ページもご覧ください

1 計画構成及び名称等の変更

計画の基本的事項(第1章)、人権施策全般の推進(第2章)、分野別施策の推進(第3章)として構成しました。また、個別分野の名称等を一部変更しました。

2 社会情勢の変化等に伴う見直し

インターネットやSNSの発達、新型コロナウィルス感染症の拡大等により、多様化・複雑化する人権問題への対応を反映させました。

3 人権意識調査結果の反映

北栄町人権意識調査(令和4年7月)の結果で明らかになった、町民の人権に関する認識や課題を抽出し、各施策の基本計画等に反映させました。

推進計画第3次改訂(案)の閲覧方法

町ホームページのほか、役場生涯学習課、北条支所、ほくほくプラザ、左記QRコードから閲覧できます。

QRコード→



ご意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール、直接提出いずれでも可能ですが、提出される様式は自由ですが、添付の様式をご利用になれます。令和5年1月16日までにご提出ください。

問合せ先

北栄町役場 生涯学習課	郵送	689-2292 北栄町由良宿423-1
人権教育推進室	FAX	0858-37-3242
電話 0858-37-5871	メール	jinken@e-hokuei.net

推進計画改訂のポイント

1 計画構成及び名称等の変更

計画の基本的事項(第1章)、人権全般の推進体制(第2章)、個別の人権分野(第3章)として構成し、各分野における現状と課題を踏まえ、基本計画と主な施策事業を定めることで、取組方針を明確化しました。

★計画構成の変更

現行計画		素案	
大項目	中項目	大項目	中項目
第1 計画改訂に あたって	1改訂の趣旨	第1章 計画策定に あたって	1人権をめぐる社会の動き
	2改訂の基本的な考え方		2改訂の基本的な考え方
	3取り組む人権問題等		3取り組む人権問題等
	4計画の構成・期間		4SDGsの推進(新)
	5計画推進上の留意事項		5計画の推進体制
第2 人権尊重の 取り組み状 況	1国際社会での取り組み	第2章 人権施策の 推進	1人権啓発の推進
	2国内・県内での取り組み		2人権教育の推進
	3これまでの北栄町の取り 組み		3相談支援体制の確立(新)
第3 構成図		第3章 分野別施策 の推進	1同和問題(部落差別)
第4 取り組みの 推進	1人権問題とその個別分野での取 組の推進		2障がいのある人の人権
	2人権啓発活動の推進		3男女共同参画に関する人 権
	3人権教育の推進		4
	4生活の安定の推進		15 様々な人権
参考資料	用語解説、相談窓口、意識 調査結果等	参考資料	用語解説、相談窓口、意識 調査結果等

※第2章及び第3章の構成は以下の通りとし、主な施策事業を定める

- ・現状と課題 社会情勢、住民意識調査等を参考とした記述
- ・基本計画 計画推進のための方向性を記述
- ・主な施策事業 目標を達成するための具体的な取り組みについて記述

★個別分野の名称等の変更

現行計画	素案
1 同和問題	1 同和問題(部落差別)
2 障がいのある人の人権問題	2 障がいのある人の人権
3 男女共同参画社会に関する人権問題	3 男女共同参画に関する人権
4 子どもの人権問題	4 子どもの人権
5 高齢者の人権問題	5 高齢者の人権
6 外国人の人権問題	6 外国人の人権
7 病気にかかわる人の人権問題	7 感染症等の病気にかかわる人の人権
8 刑を終えて出所した人の人権問題	8 刑を終えて出所した人の人権
9 犯罪被害者等の人権問題	9 犯罪被害者等の人権
10 性的マイノリティの人権問題	10 性的マイノリティの人権
11 生活困窮者の人権問題	11 生活困窮者の人権
12 個人のプライバシーに関する人権問題	12 個人のプライバシーに関する人権
13 インターネットにおける人権問題	13 インターネットにおける人権
14 ユニバーサルデザインの推進	14 ユニバーサルデザインの推進
15 様々な人権問題 ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等 ・東日本大震災等の災害の被災者 ・アイヌの人々 ・職場における人権問題 ・ひきこもりの状態にある人	15 様々な人権 ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等 ・災害被災者等 ・アイヌの人々 ・職場における人権 ・ひきこもりの状態にある人

2 社会情勢の変化等に伴う見直し

- ①情勢変化:新型コロナウイルス感染症、インターネット誹謗中傷、ヤングケアラー
- ②法整備:新型インフルエンザ等対策特別措置法、出入国管理法、改正プロバイダ責任制限法、アイヌ新法、刑法侮辱罪厳罰化など
- ③町の取組:北栄町部落差別解消推進条例制定、北栄町犯罪被害者等支援条例制定等

3 人権意識調査結果の反映

今回の人権意識調査結果による課題への対応(以下、特徴的な傾向)

- ・人権を身近に考えたことがある人が、前回調査より増加
- ・差別を受けたことがあるとする割合が増えている(女性の比率が高い)
- ・存在する差別として、1同和問題、2障がい者、3感染症の順位。感染症が急増
- ・障がい者関連の設問で、相談体制の充実を求める声が非常に高まっている
- ・性的マイノリティや犯罪被害者など、何が人権問題か分からないとする回答が多い